

献血受入時の本人確認方法について



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

背景

血液製剤の品質にかかる安全性の向上は献血者の受入時から始まっている。

平成16年より導入した献血者の本人確認は、公的機関等が発行する運転免許証・パスポート・各種保険証・年金手帳・住基カードなどを最良と位置付け、提示いただく証明書の種類により本人確認区分（「1」～「4」）を設定及び分類し、区分毎に運用方法を変えている。

しかしながら、導入から10年以上が経過し、本人確認区分及び運用方法が現状に即しているとは言い難い。

そうしたことから、時代に即した本人確認区分の見直し及び新たな運用方法の検討を行った。

目的

今回の見直しにより、血液製剤の更なる安全性の向上及び虚偽申告に対する抑止力の強化につなげることを目的とする。

① 本人確認厳格化の対象献血者

- ✓ 献血初回者または新規（過去に献血経験はあるが、血液事業情報システム上記録のない方）の献血者
- ✓ 前回の献血時に本人確認証明書の提示意思はあるが、証明書不携帯等の場合（本人確認区分「3」）の献血者及び本人確認未実施の献血者（平成16年以降献血履歴のない方・本人確認区分「空白」）

※既に本人確認実施済（本人確認区分「1」「2」）の献血者の再確認は行わない。

② 本人確認の証明書類の見直し

- ✓ 平成16年の本人確認導入時には「氏名」を確認できる公的機関等が発行する証明書を最良としていた。今回、本人確認の重要項目を「顔写真」「氏名」「生年月日」とし、それぞれ記載のある証明書類の見直しを行う。それに伴い本人確認区分を再定義する。
- ✓ 平成16年の本人確認導入時には普及率の低かった携帯電話を本人確認証明の一つとし、住所以外の連絡先を確認する。

③ 運用方法の見直し

- ✓ 本人確認証明方法の追加
献血者に携帯電話番号を申告していただき、携帯電話本体のプロフィール画面などで確認する。
(平成27年12月21日から導入済)

- ✓ 献血受入拒否者の再考
本人確認証明の提示意思はあるが、証明書不携帯等の場合(本人確認区分「3」)が連続した場合(2回目以降)は献血辞退を願うこととする。
(現行は3回目より辞退を願っている)

本人確認区分「1」の定義

現行	見直し後
<p>(1) 公的機関が発行する物で、「氏名」の確認ができること。 例：「運転免許証」「パスポート」「保険証」「年金手帳」「住基カード」</p> <p>(2) 区分2に定める証明書並びに郵便物2種類の提示、もしくは区分2に定める2通りの方法により「氏名」の確認ができること。</p>	<p>(1) 「顔写真」「氏名」「生年月日」が確認できること。 例：「運転免許証」「パスポート」「写真付き公的免許証」「個人番号カード（マイナンバーカード）」「写真付き住基カード」「生年月日、写真付き職員（社員）証・学生証」</p> <p>(2) 区分2に定める証明書の複数提示で、「顔写真」「氏名」「生年月日」の3つが確認できること。</p>

本人確認区分「2」の定義

現行	見直し後
<p>(1) 作成時に本人確認がなされている証明書で、「氏名」の確認ができること。 例：「社員証」「写真付学生証」「クレジットカード」「銀行カード」「学割定期券」「診察券」「身分証明書IDカード」</p> <p>(2) 公的機関及び赤十字が発行する郵便物で、「氏名」の確認ができること。 例：「公共料金の通知書」「納税通知書」「検査サービス通知書」「献血依頼書」</p> <p>(3) 学域・職域・地域において、主催者等の第三者による認証が得られること。 例：「献血会場の主催者の認証」</p>	<p>(1) 「顔写真」「氏名」が確認できること。 例：写真付きクレジットカード</p> <p>(2) 「氏名」「生年月日」が確認できること。 例：「保険証」「写真なし住基カード」「写真なし職員（社員）証・学生証」「診察券」</p> <p>(3) 2種類の書類で「氏名」が確認できること。 例：「銀行カード」「クレジットカード」「診察券」「学割定期券」「預金通帳」の複数提示</p> <p>(4) 「氏名」「住所」が確認できること。 例：「住民票」、左記(2)の例と同じ</p> <p>(5) セキュリティーがあり、外部からの出入りが出来ない献血会場で主催者認証がある。 (一般参加不可の会場) 例：「自衛隊施設」「外部からの出入りが無い企業・高等学校」</p>

本人確認区分「3」の定義

現行	見直し後
<p>提示意思はあるが、証明書不携帯等の場合 （履歴の有無にかかわらず証明書の提示の意思がある場合）</p> <p>※本人確認区分「3」が3回連続した場合は、辞退願う。</p>	<p>（1）「氏名」の確認できること。 例：「銀行カード」「クレジットカード」「診察券」「学割定期券」</p> <p>（2）証明書不携帯等の場合。 ①携帯電話番号の確認が出来た場合 ⇒受付可 ②携帯電話番号の確認が出来ない場合 （不携帯、保有していない） 献血者に氏名、生年月日、住所、電話番号等を口頭で申告いただき、献血申込者照会（再来）画面あるいは受付確認票と照合する。 ⇒受付可</p> <p>*携帯電話本体のプロフィール画面を確認する。 *本人確認区分「3」が連続した場合（2回目以降）は、辞退願う。</p>

本人確認区分「4」の定義

現行	見直し後
<p>提示拒否者</p> <p>⇒受付不可</p>	<p>提示拒否者</p> <p>⇒受付不可</p> <p>※証明書提示拒否者に加え携帯電話番号の確認を拒否する方も含めることとする。</p>

見直しにより期待できる効果

- ✓ 「顔写真」の確認により別人のなりすまし献血を防げる。
- ✓ 「生年月日」の確認により年齢詐称の献血を防げる。
- ✓ 携帯電話の画面確認などにより本人確認精度の向上。